



茨木市と日本生命保険相互会社との

連携と協力に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの強みや資源を有効に活用した連携協力を推進することにより、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) SDG s の達成に関すること。
- (2) 市政情報の発信に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 地域の安全・安心に関すること。
- (5) その他、教育や子育て、文化、産業、環境、人権尊重、共創によるまちづくりなど、両者が協議し、必要と認める取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

（連絡調整窓口）

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

（経費）

第4条 第2条に定める連携協力事項の実施に要する経費の取り扱いについては、甲及び乙で協議し、決定する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力の過程で知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（期 間）

第6条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲及び乙が別途協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を所持する。

令和7年2月17日

甲：茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

茨木市長

福岡洋一

乙：茨木市春日二丁目2番8号
星光ニッセイ茨木ビル2F
日本生命保険相互会社 茨木支社

支社長

寺村篤毅